



韓国における仲裁教育

梁, 柄晦

(Citation)

CDAMS(「市場化社会の法動態学」研究センター) ディスカッションペーパー, 05/ 1J

(Issue Date)

2005-01

(Resource Type)

technical report

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/80100004>



CDAMS ディスカッションペーパー
05/1J
2005年1月

韓国における仲裁教育

梁 炳晦

CDAMS
「市場化社会の法動態学」研究センター

神戸大学大学院法学研究科

韓国における仲裁教育
(Education of Arbitration in Korea)

梁 炳晦 (建国大学校名誉教授)
Prof. Dr. Byung-Hui YANG
College of Law, Konkuk University
Seoul, Korea

(訳) 金汝淑
甲南大学法学部助教授

I. はじめに

社会環境の変化によって我々の周辺には多様な形態の紛争が発生している。このような紛争をできる限り平和的で終局的に解決して共同体の社会秩序を維持するため、古くから訴訟制度と当事者の自律意思による自主的解決方式が検討されてきた。

しかし、すべての紛争を公的な訴訟制度によって解決しようとする、裁判の遅延、過大な訴訟費用、裁判過程上の技術的難しさなどの問題から、当事者の不満を生じやすいため、建設・貿易取引のような専門的かつ技術的な分野の紛争に対しては、それに代わる紛争解決方法に関する研究が、現実的課題として活発に議論されている。

古くから、アメリカ、ヨーロッパ、日本などをはじめとする多くの国や国際機構では、その制度的特徴を考慮して、これをどのように総合的に理解すべきであるかという問題点、そして裁判外紛争解決方法 (Alternative Dispute Resolution: ADR) に関する法理構成について、学界と実務界が多くの研究を行ってきた¹。

裁判外の紛争解決制度は、形式的な面からみれば、裁判所で行われる訴訟以外の方式でなされる紛争解決を意味し、実質的には、裁判所で行われる判決の形態ではない和解、調停、仲裁などのように、第三者の関与または当事者間の合意あるいは妥協で行われる制度を意味する。

ADRには、関連分野の専門知識と豊富な経験を有する者によって紛争を解決でき、当事者の自主的な意思に基づいて紛争を解決しうるほか、訴訟より比較的手続進行が迅速であって、時間と費

1 Blankenburg/Rottleuthner(Hrsg.), Alternative Rechtsformen und Alternativen zum Recht, Jahrbuch für Rechtssoziologie und Rechtstheorie, Bd. VI, Opladen 1980 ; T. Kojima, Civil procedure and ADR in Japan, Tokyo 2004 ; 拙稿、「ADR の活性化のための和解制度の改善方案」、民事訴訟(I)、1998、413 頁以下。

用を節約することができ、裁判所の業務も軽減しうるといった長所がある。また、判決によって発生する感情的対立の問題をある程度防ぐことができ、当事者の任意履行を期待することができるので、執行の問題を伴わずに終局的な満足が可能であることから、その実践的意味は大きいといえよう²。さらに、手続進行が非公開であるため、企業秘密や個人のプライバシーが保護されるほか、裁判による場合には紛争解決後にも当事者間の敵対的関係が残るのに対して、友誼的な関係が持続される。他方、十分に手続保障と事実関係の調査がないために、場合によっては、ADR制度は経済的・社会的強者を利する手続に墮するおそれがあるほか、仲裁手続で当事者によって選任された仲裁人が代理人的な行動をとり、公正な判断を害するおそれがある、との批判もある。

以下では、時間的制限の関係上、ADR に関する詳細な法理論的問題点などは次の機会に委ね、韓国における ADR に関する概括的な説明と仲裁研究活動ないしは仲裁の教育に関してのみ報告を行う。

II. 調停と仲裁制度の現況

韓国における裁判外の紛争解決制度としては、主にあっせん、和解、調停³、そして仲裁制度が活用されているが、ここでは現行の調停と仲裁制度に関してのみ説明する。

1. 調停制度

1) 調停 (Mediation) は調停人が独自に紛争解決のための調停案を作成し、当事者の合意を勧告する方式の紛争解決制度である。広義では、第三者である調停人 (Mediator) が紛争当事者双方の主張を折衷して和解できるよう、あっせん勧告をすることをいうが、現行制度上は、概して、国家機関が制度的に行う場合をいう。

調停は、当事者が互譲のうえで紛争を解決するものであるから、国家機関の努力にもかかわらず当事者間で合意がされないと紛争は解決できない。これが限界である。

現行の調停制度には、裁判所による調停と各種の行政機関による調停がある。裁判所による調停 (Court-annexed Mediation) には、民事調停法による民事調停 (法律第 4202 号、1990.9.1. 施行) による民事調停と、家事訴訟法 (法律第 4300 号、1991.1.1 施行) による家事調停 (第 49 条) があるほか、各種の特別法によって行政部傘下に設置された各種調停委員会による調停がある。1990 年代に入って、行政部傘下に設置された各種の調停委員会には、労働委員会、消費者紛争調停委員会、医療審査調停委員会、金融紛争調停委員会、建設業紛争調停委員会、著作権審議

2 宋相現、「訴訟に代わる紛争解決案の理念と展望」、民事判例研究 XIV (博英社、1993)、417-418 頁。

3 張孝相、「商事紛争解決のための調停の最近動向」、仲裁第 298 号 (2000 冬)、15 頁。

調停委員会、環境汚染紛争調停委員会、ドメイン・ネーム紛争調停委員会などがある。

2) 1992 年の民事調停法改正後、調停事件の数やその成功率は大きく増加することになった⁴。このような民事調停制度の活性化は、個々の裁判官の自発的参加だけでなく、最高裁判所（大法院）の積極的な司法政策的実践に基づくものと思われる。民事調停法は、1993 年以後、数回の法改正によって拡大実施されている。

民事調停は、紛争の当事者一方が調停を申し立てるか、第一審の受訴裁判所の職権による回付によって開始される⁵。裁判所での調停は、調停担当裁判官と調停委員会が担当することを原則するが、事件内容によっては受訴裁判所が直接担当することもできる（民調法第 7 条）。

調停は、当事者や利害関係人の陳述を聴取し、簡易な方法による証拠調べあるいは事実審理を行った後で当事者間の合意がなされれば、これを調書に記載することによって成立し、裁判上の和解と同一の効力を有する（民調法第 29 条）。

当事者間で合意が成立しない、あるいは合意された内容が相当でないと認定された事件については、相当の理由がない限り、裁判所は職権で決定をすることになるが、このような職権によって行われる調停に代わる決定を「強制調停」という。調停に代わる調停に対して異議申立てがない場合の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有することになる（民調法第 34 条）。

3) 家事調停に関しては、1991 年 1 月 1 日から施行された家事訴訟法によると、民事調停法を準用することになっており、これに伴って調停前置主義を強化して、特定の家事訴訟事件は必要的に調停を経ることになっている（家訴法第 50 条）。相当の理由があり、当事者の反対の意思表示がない場合には、調停担当裁判官が単独で調停をすることができるようになっており、調停に代わる決定もできるよう規定されている。

4) 調停制度運用上の問題点

調停制度は早い段階で定着し、その利用が急増している。迅速かつ経済的な紛争解決制度であるという認識が一般に広がったことも、その役割をサポートしている。しかし、職権回付による調停開始比率及び調停に代わる決定（強制調停）に対する異議申立率が比較的高いということは、調停制度の活性化の見地から、今後の改善課題として検討されなければならない。

また、調整制度がその意義を保つためには、調停案の内容が現実的妥当性をもつ必要があるから、専門的識見を備えた各界の専門調停委員会の確保と調停委員のための調停技法、協議及び手

4 1992 年末までの調停成功率はほぼ半分ぐらいであったが、1993 年 3 月から 1994 年 2 月までの調停成功率は、調停担当裁判官の場合 70.4%、調停委員会の場合 50.6%、受訴裁判所の調停の場合は 76% に達するようになった。呂相勳、「民事調停の活性化に関する小考」民事裁判の諸問題第 8 巻（民事實務研究會、1994）。

5 張容國、「民事調停制度の現況と対策」民事判例研究 XIV（博英社、1993）、522 頁参照。

続などに関する適切な教育が検討されるべきであろう。

2. 仲裁制度

1) 仲裁 (Arbitration) は、紛争を国家機関たる裁判官による判決ではなく、当事者が選任した仲裁人によって下された判定 (Award) によって最終的に解決する自主的紛争解決制度である。それは、国内仲裁であれ、国際仲裁であれ、紛争解決方式自体としては異なるものではない。

訴訟手続とは異なり、仲裁はあくまでも当事者自治の原則に由来するものであるだけに、仲裁手続の開始のためには当事者の間に仲裁合意 (仲裁契約) が存在しなければならない。仲裁契約は、契約締結時あるいは紛争発生以前の段階で、当事者間の紛争を仲裁によって解決するとの合意であり、通常は書面によって行われる。

仲裁については、可能な限り迅速かつ簡易な手続によって紛争を解決することが最大目的であるといえよう。また、仲裁手続は非公開で行われるので、紛争の内幕や営業上の秘密などが外部に漏れず、事業の延長線上で解決をはかることができ、有効的な紛争解決が可能であるという点も、実務で強調されている。

仲裁手続は単審制であるため、仲裁判断によって紛争が終結することになり、このような仲裁判断は、当事者にとって裁判所の確定判決と同一の効力をもつ。これに対しては不服申立てや上訴を許さないのが原則である。ただし、仲裁判断取消事由がある場合には、裁判所にその取消しの訴えを提起することは認められる。したがって、仲裁判断が下されると、当事者はこれに拘束され、自ら仲裁判断の内容を履行しなければならない。しかし仲裁判断はそれ自体として執行力をもたないので、強制執行をするためには、別途裁判所による執行判決を取得しなければならない。

仲裁制度が、民事訴訟手続に比べて、より国際取引紛争の解決に適するというのは、適正・公正を目標とする訴訟より、専門性と迅速性に重きをおくからである。当事者が、ある国で訴訟により判決を取得したとしても、これは内国規範による公権的解決であるために、これに基づいて他国で権利を実現するのは非常に難しい⁶。特に国際取引紛争においては、国際社会で統一的な裁判制度や適用規範がないため、訴訟の結果に対する予測可能性が乏しいが、仲裁判断は、ニューヨーク条約などがあるために、外国判決よりも承認・執行が容易である。

2) 仲裁法の改正

韓国における仲裁制度は、1966 年仲裁法 (法律第 1767 号、1966.3.16) 及び商事仲裁規則が制定されたことにより、本格的に発展した。初期の仲裁法は、外国、特にドイツ民事訴訟法 (旧日本民事訴訟法第 8 編) を、特別な検討なしに受容して立法したものであった。1960 年民事訴訟法制定に際して、これは完全に削除されたが、1962 年に施行された経済開発 5 ヶ年計画で対外貿易

6 Vgl. Herdegen, Internationales Wirtschaftsrecht(2.Aufl., 1995), § 6,5.

量が増加し、これとともに発生する紛争を迅速に解決する必要から、再び単行法として仲裁法が制定された。しかし、1980年代に入って、対外貿易の急増と国際取引による多様な形態の紛争が発生したことから、これに対する紛争解決手段として仲裁の利用を拡大し、国際状況にも適応しうよう、仲裁法を改正する必要性が認識されるようになった。

仲裁の国際化に伴う制度改善の必要性などが検討されてきたところ、仲裁法改正研究会は、国際基準に適合するUNCITRALモデル仲裁法を積極的に受け入れることにし、1999年新仲裁法が制定され、施行された（法律第6083号、1999.12.31改正）⁷。新仲裁法は本文41条と附則3条からなる。

韓国政府は、1973年2月8日、外国仲裁判断の承認及び執行に関する国連条約（Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards：1958年のニューヨーク条約）に加入した。

3）労働仲裁・マスメディア仲裁

韓国には、商事仲裁以外に労働仲裁とマスメディア仲裁がある。労働仲裁は、労働組合及び労働関係調停法第62条に基づいて、行政部傘下の労働委員会が担当するもので、マスメディア仲裁は、「定期刊行物の登録などに関する法律」第16条ないし第21条の2、放送法第41条、第42条、総合有線放送法第45条に基づき、言論仲裁委員会が担当する。

4）あっせん制度

紛争当事者間で仲裁合意がされない場合、第三者を介した「あっせん制度」を利用することができる。あっせん制度とは、商取引において発生する紛争について、紛争解決の経験・知識が豊富な第三者が介入し、両当事者の意見を聞き、合意のための助言と妥協・勧誘を行うことにより、合意を導く制度である。あっせんにおいては特に紛争当事者の協力が必要となるが、秘密保持が保障され、取引関係を持続させうるという長所がある（2002年のあっせん事件受付数470件のうち216件、2003年度受付数451件のうち158件が合意処理に至っている）。このようなあっせんの効力は、両当事者の自発的合意によるものであるから、法的拘束力はない。

5）仲裁利用の現況

仲裁法に基づいて設立された唯一の仲裁機関として、社団法人大韓商事仲裁院（KCAB）がある（仲裁法第40条参照）。大韓商事仲裁院で行われている商事仲裁の運用現況をみると⁸、仲裁事件の総受付件数は、1996年109件（国内73件、国際36件）、1997年133件（国内82件、国際51

7 Herrmann, G., 「UNCITRAL モデル法の採択、UNCITRAL モデル仲裁法の受容論（張文哲外）」（1999）、495頁以下参照。

8 大韓商事仲裁院、仲裁、1998年春号第287号、4頁以下、126頁；2004年春号第311号、72頁以下。

件)、2001年197件(国内132件、国際65件)、2002年210件(国内163件、国際47件)、2003年211件(国内173件、国際38件)であり、多少の増加が見られる。

仲裁事件の処理期間は、1996年は国内事件129日、国際事件161日、1997年は国内事件118日、国際事件は154日であったが、2002年は国内事件217日、国際事件305日、2003年は国内事件204日、国際事件240日となっており、処理期間の短縮が認められる。

6) 問題点および改善方案

仲裁制度の長所とされるのは、訴訟によるよりも時間・費用を節約できること、紛争解決に伴う当事者間の感情的しこりを残しにくいこと、紛争解決の事案適合性が期待できること、さらには国家主権の範囲を超えて国際的効力が付与されうることである。これらの点が浮き彫りになった結果、今日、仲裁制度がそれなりに代替的紛争解決方式として落ち着きつつあることは否定できないであろう。

しかし、仲裁制度がよりその活用度を高めるためには、問題点として指摘される後述のいくつかの点について再考しなければならない。まず、仲裁の判断基準として、「善と衡平」という基準が用いられることがあるが、これは、場合によっては、判断主体の主観により客観性・公正性を十分に保障できず、仲裁人の違いによって結果が異なりうる点において、法的安定性を害するおそれがある。特に、仲裁には上訴手続がないので、間違った判断が下されると、取りかえしのつかない危険を当事者に負担させざるを得ないという手続上の問題点も指摘されている。

仲裁人の役割・機能に関しては、各分野別の専門知識を有している者であって、紛争解決に実質的に寄与しうる者を仲裁人として確保しなければならない。仲裁廷が、法曹(または法学者)の参加なしに構成される場合、事案の争点に対する法律的把握が未熟であるために、重要論点を見のがすこともありうるし、複雑な事案の場合には、当事者の期待にそぐわない結論にいたることもありえよう。

このような問題点を克服するためには、運用上の制度改善方案も重要であるが、「良い仲裁人」の存在が仲裁制度活性化の大前提であると思われる。このような仲裁人の存在が、結局において、仲裁制度の欠点を補完するもっとも優先的な代案でありえよう。また、既存の仲裁制度は商事紛争に限られて活用されていたが、医療事故、交通、環境、保険・金融・証券、スポーツなど、各種専門分野の紛争解決にも活用されるように、その運用範囲を拡大しなければならないであろう。

III. 仲裁教育

1. 大学における仲裁教育

仲裁法や仲裁制度を教育するための正規の大学教育課程はないが、一部の法学部と大学院法学

科において、選択科目として、「仲裁法」または「国際商事仲裁」が、ADR の理解という程度で教育されている。しかし、これは国家試験科目ではないため、履修者数は一般の民事訴訟法講義に比べて少ないのが実情である。

他方、商経系の学部や大学院では、「国際通商」または「貿易学」講座の一部として、仲裁法ではなく仲裁理論を講義しており、「商事仲裁論」「国際商事仲裁論」という科目で講座が開設されている。

特に、大韓商事仲裁院が主管する「全国大学生模擬商事仲裁大会」は、毎年 1 回開催され（2004 年には第 6 回）、商経系学生の商事仲裁制度の現場実習を兼ねた授業方式で行われ、毎年 20 あまりの大学が参加している。

予備法曹を教育する司法研修院でも、「ADR（判決以外の紛争解決）」講座が開設されたが、選択講義科目であるため、履修者数は多くない。大韓商事仲裁院（KCAB）の訪問教育及び現場特講は毎年実施されている。

2. 仲裁研究機関及び仲裁人教育

公認された学術団体としては、1990 年に創立された社団法人「韓国仲裁学会」（The Korean Association of Arbitration Studies、2001 年までは Korean Academy of Arbitration）がある。会員は主に法学・貿易学専攻の研究者、弁護士及び企業からなり、毎年 4 回、定期的な仲裁学術会議を開催しており、定期刊行物として「仲裁研究」を刊行している。ここでは、仲裁理論と外国制度を比較研究しており、学術交流のために国際仲裁学術大会も開催している。

また、仲裁人の親睦をはかるための団体として 1999 年に設立された「大韓仲裁人協会（Korea Arbitrators Association）」がある。仲裁人協会が設立される前には、仲裁人の教育は、韓国仲裁学会が学術活動の一環として、大韓商事仲裁院と共同で実施していた。現在は、仲裁院と協会が共同で分野別に仲裁人フォーラムを開催し、懇談会形式でこれを実施している。

仲裁機関としては、前述した大韓商事仲裁院がある。これは韓国唯一の常設仲裁機関として、国内・国際商事仲裁を扱うもので、法曹界、学界など各界の専門家約 1,070 人を仲裁人に委嘱している⁹。機関誌として季刊「仲裁」がある。「仲裁」誌は、仲裁に関する論文、仲裁判断事例、外国仲裁法規や外国仲裁機関などの紹介、仲裁に関する統計や活動状況の紹介などを内容としており、学会誌である「仲裁研究」とともに、韓国仲裁制度の発展と仲裁教育の礎石になっている。英文で刊行される「Arbitration Practice in Korea」は、毎年 1 回発刊され、広報用として国内外の仲裁機関に配布されている。

大韓商事仲裁院は、仲裁人研修教育の必要性を認識し、従来は説明会方式で行われていた新規

⁹ 仲裁人の専門分野別現況は次の通りである（2004 年 10 月現在）。即ち、法曹界 244 名、学界 276 名、実業界 274 名、公共団体 93 名、外国人（国内居住）29 名、公認会計士 37 名、外国人（海外居住）125 名の総計 1078 名である。

の仲裁人に対する基礎教育と仲裁人懇談会を、建設、海事、金融・貿易といった専門分野別の実務セミナーという形にして、教育プログラムを実施している。これに伴い、教育方法も、仲裁判断事例の発表や関係法令に関する実務的セミナーになっている。

IV. おわりに

仲裁・調停制度に対する肯定的な見方は、おそらく、既存の「裁判制度」に対する失望ないしは不信に由来するものであって、それに対する代案を示すものと思われる¹⁰。仲裁・調停制度が必ずしも訴訟より優越しているとは断言しにくい、それ自体、訴訟による紛争解決制度とは異なった独自の意味を有する制度である。ADRは、とりわけ当事者が法律家による法的思考から解放され、問題をより正確に把握することができ、相手方の対応により柔軟かつ迅速に対処できるという点で、大きな長所がある。しかし、仲裁のようなADRが、従前の民事裁判に取って代わるのではなく、訴訟制度を補完するものとして、この二つの制度は、あたかも馬車の両輪のように運用されるべきであると思われる。

急増する私法紛争に対する解決の方途がいかなるものであるべきかに関して、その問題点を外国の経験及び比較法的視点から検討し、多様化する現代的紛争に対応しうるような仲裁教育の必要性が認識され、研究がより活発化するよう、期待してやまない。

10 Jethro K. Liberman & James F. Henry, Lessons From the Alternative Dispute Resolution Movement, 53 Chi. L. R., 429-431(1986).